

鹿屋体育大学知的財産規則

〔平成18年10月13日〕
規則第27号
改正 平成21年1月8日
規則第1号
平成28年7月20日
規則第22号

(目的)

第1条 この規則は、鹿屋体育大学（以下「本学」という。）の役職員等が成した知的財産及びそれに係る知的財産権の取扱いに関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、「知的財産」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 特許権の対象となるものについては発明
- (2) 実用新案権の対象となるものについては考案
- (3) 意匠権の対象となるものについては意匠
- (4) 商標権の対象となるものについては商標
- (5) 著作権の対象となるものについては著作物（学術論文、個人名義の出版物、講演及びそれに付随する実験データの図表等を除く。）
- (6) 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるもの（以下「ノウハウ」という。）
- (7) 成果有体物

2 この規則において、「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権及び外国におけるこれらの権利に相当する権利
- (2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録出願により生じた権利及び外国におけるこれらの権利に相当する権利
- (3) 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権及び外国における著作権に相当する権利
- (4) 上記(1)(2)(3)に該当しないもののうち、ノウハウ及び成果有体物に係る権利

3 この規則において、「成果有体物」とは、役職員等が研究の結果又は研究の過程で創作、又は取得した試料（実験動物、タンパク質等）、試薬、試作品、測定装置等の有形物であって、かつ、学術的又は財産的価値のあるものをいう。

4 この規則において、「役職員等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 本学の役員
- (2) 国立大学法人鹿屋体育大学就業規則に規定する職員
- (3) 国立大学法人鹿屋体育大学非常勤職員就業規則に規定する非常勤職員
- (4) その他、本学と知的財産の取扱いについての契約を交わしている者

5 この規則において、「職務発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 本学から支給された研究経費又は公的機関若しくは民間企業等から受け入れた研究経費を使用して本学で行った研究又は本学の施設・設備を使用して行った研究の結果生じた知的財産

(2) 前号に掲げる研究経費又は研究施設・設備を用いない場合であっても、その性質上本学の業務範囲に属し、かつ知的財産を成すに至った行為が役職員等の現在又は過去の職務に属する知的財産

6 この規則において、知的財産権の「実施」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為及び商標法第2条第3項に定める行為

(2) 著作物、ノウハウ及び成果有体物の使用

7 この規則において、「登録」とは、特許権の設定登録、実用新案権の設定登録、意匠権の設定登録及び商標権の設定登録をいう。

8 この規則において、「学生等」とは、本学の学生、大学院生及び学則第65条から第69条に掲げる学生をいう。

(権利の帰属)

第3条 職務発明等に係る知的財産権は、原則としてすべて本学に帰属する。ただし、本学が認めるときは、役職員等に帰属させることができる。

(届出等)

第4条 役職員等は、知的財産を成したときは、速やかに、学長にその旨を届け出なければならない。

(審査の付託及び決定)

第5条 学長は、役職員等から前条の届出があったときは、当該知的財産の職務発明等該当認定及び当該職務発明等に係る知的財産権についての本学への承継の適否に関する審査を、学術情報・産学連携委員会に付託する。

2 学長は、前項の審査の結果に基づき、当該知的財産に係る知的財産権の承継の適否について決定を行い、速やかに、その結果を当該役職員等に通知する。

(知的財産権の管理)

第6条 学長は、本学が承継した知的財産権について、原則、一括して管理するものとする。

(出願等)

第7条 学長は、本学が承継した知的財産権に係る発明、考案、意匠及び商標について、必要に応じ、速やかに、特許出願等法令で定められた権利保護のための所定の手続きを行う。

(権利維持及び保全)

第8条 学長は、本学が承継した知的財産権について、適切な権利維持及び保全のための措置をとる。

(権利の活用)

第9条 学長は、本学が承継した知的財産権について、その権利の活用を図るものとする。

(対価の支払い)

第10条 学長は、本学が承継した知的財産権について、登録を受けた場合並びに実施及び譲渡等により収入を得た場合は、当該知的財産権に係る知的財産を成した役職員等に対し、別に定める相当の対価を支払う。

(退職後の取扱い)

第11条 役職員等が退職した後も、当該役職員等が成した知的財産が職務発明等に該当する場合の取扱いは、この規則による。

(異議申立て)

第12条 役職員等は、当該役職員等が成した知的財産及びそれに係る知的財産権の取扱いについて異議があるときは、学長に対し、異議申立てを行うことができる。

(秘密の保持)

第13条 役職員等及びその知的財産の内容を知り得た関係者は、職務上知り得た知的財産の内容について、その秘密を守らなければならない。

(学生等が創出した知的財産の取扱い)

第14条 本学の学生等が成した知的財産に係る知的財産権は、原則として当該学生等に帰属する。

2 前項の場合において、当該知的財産が本学の業務範囲に属するものであるときは、本学は、当該学生等から、当該知的財産に係る知的財産権を譲り受けることができる。この場合において、次の表の左欄に掲げる規程中の字句で同表の中欄に掲げるものは、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条	職務発明等に係る知的財産権は、原則としてすべて本学に帰属する。	学生等が成した知的財産が次の各号に該当し、当該学生等から、本学に承継することに関する同意を得られた場合は、これを本学が承継し、所有するものとする。 (1) 役職員等と共同研究等を行った結果生じた知的財産 (2) 本学の施設・設備を用いて生み出された知的財産
	役職員等	学生等
第4条	役職員等	学生等
	速やかに	指導教員等を通じて速やかに
第5条第1項	役職員等	学生等
第5条第2項	当該役職員等	当該学生等
第10条	役職員等	学生等
第11条	役職員等が退職した後	学生等が本学において研究を行わなくなった後及び本学における籍を失った後
	当該役職員等	当該学生等
第12条	役職員等	学生等
	当該役職員等	当該学生等
第13条	役職員等	学生等

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、役職員等が成した知的財産及びそれに係る知的財産権の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年10月13日から施行する。

附 則 (平21. 1. 8規則第1号)

この規則は、平成21年1月8日から施行する。

附 則 (平28. 7. 20規則第22号)

この規則は、平成28年7月20日から施行する。